変 更 届

受	付
É	1

被保険者等記号番号											
歯	国		•				-				

	上	国		•					_				
大	 阪府歯科医師	国民健康保険	組合	殿									
									令和	ÎΠ	年	月	日
	組合員本人	住所											
	(変更後の住所・氏名	.) 氏名								(F)) (個人印)	-	
	(申請	<u></u>	家族→甲	種組合員	本人記	載) (申請対象	: 乙種本	人・家族	奏→乙種	組合員本	本人記載)	
	※ 以下、変	更される部分	うのみ、	ご記入	、をおり	顔い	します。	,					
	氏 名												
【添		証※または資格確認								目記載分)		
		おける健康保険の加 「この写しは世帯全							· · ·	文言が必	必要 (記載	成事項証明書	は不可)
	(新)	氏 名	()	フリガナ)								
	(旧)	氏 名											
【添	が ・世帯にお ※住 民 票…	① 自宅 □ 証※または資格確認 ける健康保険の加入 「この写しは世帯全 証明書(履歴事項全	書※・住 、状況確認 注員(全部)	民票(3 g 書 ※交 の住民票	付を受け の原本と	†ている; :相違な	方のみ添ん いことを記	ナが必要 [、]	です。			或 事 項証明書	ホは不可)
	(新)住 所	(TE	(TEL)									
	(旧)住 所											
	診療所名 [#	於付書類】登記事項語			全部証明	書)の写	し(医療	法人の場	合)				
	(新)	法人名 (医療法人の場	合)	リガナ)									
	(1917)	診療所名	(フ	リガナ)									
	(旧)	診療所名											
	連絡先(送	付先)											
	(新)	連絡先					診療所	Ť			自	老	
	(旧)	連絡先					診療原	ŕ			自	老	
	確認	係員					i	E交付		窓口受	受領者((署名)]

月

□ 郵送

日

※ 組合が業務上知り得た個人情報は、組合業務の目的以外には使用しません。

世帯における健康保険の加入状況確認書

【留意事項】

- ① 国民健康保険法第19条により世帯全員での加入が原則となります。(社会保険等加入者除く)
- ② 住民票記載のすべての方が当組合に加入される場合はこの確認書は不要です。

(要添付) 資格取得届 変更届(住所・氏名)

種別		氏名	性別	生年月日				組合員との 続柄						
									種類	保険者名				
組合員本人			男	昭和 平成	年	月	В		大阪府诛	科医師国民	民健康保険組合			
	. , , , .		女	令和		,,								
1	家族		男	昭和	T	п	п		国保組合・社保・その他	本人				
1			女	平成 年 月 日 国保組合・社保・その他 令和	国体組合・任体・その他	扶養								
2	家族		男	昭和 平成	年	月	B		国保組合・社保・その他	本人				
2			女	平成 令和	午	Я	Р		国体組合・任体・その他	扶養				
3	家族		男	昭和	年	月	B		国保組合・社保・その他	本人				
3	多 族		女 字成 女 令和	午	F A	П		国体組合・任体・その他	扶養					
4	空长	族	男	男	男	男	昭和	年	月	B		国保組合・社保・その他	本人	
4	家族		女	平成 令和	#	Д	月 国体他日	国体組占・任体・その他	扶養					
5	家族	族	男	昭和	年	月	В		国保組合・社保・その他	本人				
5	豕 族		女	平成 令和	#	Д	Р		四体組立・仕体・その他	扶養				

大阪府歯科医師国民健康保険組合 理事長 殿

資格取得届、変更(住所・氏名)届の提出にあたり、家族(世帯)の保険加入状況について、上記の通り相違ありません。

令和 年 月 日

組合員本人氏名

(個人印)

※届出対象

甲種本人・家族 → 甲種組合員本人の氏名を記載

乙種本人・家族 → 乙種組合員本人の氏名を記載

【本確認書について】

国民健康保険法では、被保険者資格は<u>世帯単位での適用(包括適用)となっており、社会保険等の加入者を除き世帯単位での加入</u>となります。 そのため、世帯全員が記載されている住民票を提出いただき、<u>当組合に加入されない方の健康保険加入状況を確認する必要</u>があります。

受 付

資格取得・変更(氏名・住所)届の提出時に本確認書を提出してください。

「世帯における健康保険の加入状況確認書」提出にあたっての注意事項

- ① 『被保険者資格取得届』『変更届(住所・氏名)』に添付して、提出してください。
- ② 国民健康保険法第19条第1項では、「組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とする」と規定されています(社会保険、その他の国保組合は除きます)。 そのため、歯科医師国保の場合、組合員と住民票の同一世帯に属する者は、世帯全員が歯科医師国保組合に加入するか、世帯全員で市町村国保に加入しなければなりません。 当組合では、資格確認の適正化のため、世帯における健康保険の加入状況を確認しています。
- ③ 添付いただく住民票は、世帯全員が記載されている住民票(住民票謄本)が必要です。
- ④ 歯科医師国保に加入されない家族がいる場合、本人のみの加入の場合でも、本確認書の提出が必要です。